

# 山梨県公報

第二千四百二二号

平成二十六年

三月二十七日

木曜日

## 目次

○指定代理納付者の指定.....	一六九
○廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定.....	一六九
○保安林の指定の解除の予定.....	一六九
○山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正.....	一七〇
○都市計画事業の事業計画の変更認可.....	一七〇
○平成二十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等.....	一七〇
○物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正.....	一七六
○有害図書類の指定.....	一七六
○一般競争入札について.....	一七六
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	一七七
○山梨県自然環境保全基本方針の変更.....	一七八
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(二件).....	一八三
○肥料の登録の有効期間の更新.....	一八五
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件).....	一八五
○富士北麓都市計画道路事業の施行について.....	一八六
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	一八六
その他.....	一八七
○山梨県議会会議規則の一部を改正する規則.....	一八六
○専決処分事項を指定する件中改正の件.....	一八七

## 告示

### 山梨県告示第九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目七番一号
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類  
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード  
Master Card  
VISA  
JCB  
American Express  
ダイナース
- 指定代理納付者に代理納付させる期間  
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

### 山梨県告示第九十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定区域 韮崎市旭町上條南割字北樋三千五百六十一番四及び南アルプス市有野字北新田三千三百四十六番四
- 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第一号

### 山梨県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年三月二十七日

一 解除に係る保安林の所在場所

南都留郡道志村字長又一二四九八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第九十五号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

二中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を削り、6を4とし、7を5とし、8を6とし、9を削る。

山梨県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

甲府市

二 都市計画事業の種類及び名称

笛吹川都市計画下水道事業甲府市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年十一月二十九日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十四年山梨県告示第三百九十四号及び平成十九年山梨県告示第三百三十六号の事業地に、甲府市白井町字北反保及び字宮の腰の各一部、右左口町字立石、字上山

越、字下山越、字上数原及び字宮沢の各一部、上山町字馬乗窪、字古宮及び字北原の各一部並びに下向山町字熊久保及び字宮上の各一部を加える。

2 使用の部分  
なし

山梨県告示第九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十六年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に参加することができる者

一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

2 令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (一) 営業経歴書（第二号様式）
  - (二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
  - (三) 身分証明書（個人の場合）
  - (四) 印鑑証明書
  - (五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
  - (六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）
  - (七) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
  - (八) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証明する書面
  - (九) 役員等名簿（第三号様式）
  - (十) 誓約書（第四号様式）
- 2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇―八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二三三―一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。
- 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。
- 三 資格の有効期限  
資格の有効期限は、資格を認定した日から平成二十七年三月三十一日までとする。変更等の届出
- 四 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 1 商号又は名称
  - 2 代表者、役員又は代理人
  - 3 所在地又は住所
  - 4 印鑑
  - 5 その他営業に関し重要な事項
- 五 資格の取消し  
知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。
- 1 一の1から5までのいずれかに該当することとなつたとき。
  - 2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。
- 六 資格の有効期間の更新手続  
県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 七 その他

この告示に施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づき資格を有する者とみなす。

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 役員等名簿（第3号様式）
- 10 誓約書（第4号様式）
- 11 口座振替依頼書
- 12 返信用封筒（82円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

第2号様式

営業経歴書

※業種区分

①フリガナ 商号又は名称		②フリガナ 代表者 氏名		③代表者印		
④本社(本店)		〒□□□□-□□□□ チェックボックス		電話 ( ) FAX ( ) メールアドレス ホームページURL		
⑤契約委任先		住所 〒□□□□-□□□□		電話 ( ) FAX ( )		
名称		氏名				
⑥取引希望種目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許認可の有無	
	第1希望		第1希望			
	第2希望		第2希望			
	第3希望		第3希望			
			第4希望			
			第5希望			
		第6希望				
⑦営業又は目取扱い品名				⑧営業担当者	部署名 フリガナ 職氏名 電話 ( ) fax ( ) メールアドレス	
				⑨契約使用印鑑(印影)	⑩消費税法に規定する課税・免税業者の別 課税業者 免税業者	
⑪自己資本の額	法人	資本合計 円	うち資本金 円			
	個人	イ元入金 円	ロ前年利益 円	ハ事業主借 円	ニ事業主貸 円 イ+ロ+ハ-ニ 計 円	
⑫機械設備の額	⑫機械装置類 円		車両運搬具類 円		工具器具備品類 円 計 円	
⑬営業年数	創業 年 月 日		現組織へ変更 年 月 日		通算営業年数 年 月	
					県との取引開始年 年 ⑭従業員数 人	
⑮決算状況	製造販売等実績高 (直近の決算期)		自 年 月 日 至 年 月 日		流動比率 流動資産 = _____ = _____ % 流動負債	
	総売上	製造	円			
		物品	円			
		役務	円			
		合計	円			
上記のうち県との取引額				円		
⑯主要契約納品先	国及び地方公共団体(過去2年分)		⑰機械設備	機種	性能	台数
	その他一般(過去2年分)					
取引金融機関						



第4号様式

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。  
また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。  
なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 私は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
  - (2) 次のいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約することを妨げた者
    - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないものを契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 2 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

山梨県告示第九十八号

物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 2中「の規定により」を「において」に、「ができるとされている者」を「とされた者であつて、令第六十七条の四第二項（令第六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定により定められた期間を経過していないもの」に改める。

山梨県告示第九十九号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十六年三月二十七日から施行する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
aya 2014 3月号	宙出版
BOY, Sピアス禁断 2014 2月号	(株) マガジン・マガジン
実話時代 2014年 3月号	(株) メディアボーイ
裏モノ JAPAN 2014 4月号	鉄人社

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
- インターネット関連機器 一式
- 2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十六年九月一日から平成二十九年八月三十一日まで

4 納入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十六年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員であるものでないこと。

4 この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇―八五〇―一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県企画県民部情報政策課 情報通信基盤管理担当

電話〇五五―二三三―一四一九

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十六年四月十日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を

において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

3 入札参加資格申請書の提出方法

平成二十六年三月二十八日（金）から平成二十六年四月十四日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十六年五月八日（木）午後二時

郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十六年五月七日（水）午後五時までに山梨県企画県民部情報政策課情報通信基盤管理担当（郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

※ Summary

1 Nature and amount of services required:

Computer equipment: Equipment for internet system 1 Set

2 Date and time for tender:

2:00PM May 8, 2014

3 Bureau in charge:

Information and Communication Infrastructure Management Section, Information Policy Division, Planning and Resident Life Department, Yamanashi Prefectural Government  
1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年三月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人わかば

- 2 代表者の氏名 山下 八重子
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市上野原千七百十四番地
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十六年三月十八日から同年五月十七日まで

● 山梨県自然環境保全基本方針の変更

山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）第六条第一項の規定により策定した山梨県自然環境保全基本方針を次のとおり変更したので、同条例第八条第三項において準用する同条第二項の規定により、公表する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県自然環境保全基本方針

目次

- 第一章 総説
  - 第一節 作成の趣旨
  - 第二節 目標
  - 第三節 性格
  - 第四節 自然環境の現況
- 第二章 基本構想
- 第三章 基本的施策
  - 第一節 施策の体系
  - 第二節 自然環境の保護及び保存
  - 第三節 自然環境保全地区等の指定の推進
  - 第四節 各種事業計画の策定及び実施に当たり配慮すべき措置
  - 第五節 要保全地の公有化
  - 第六節 県有林の保全
  - 第七節 保全施設の整備
  - 第八節 自然環境の活用及び造成
  - 第九節 自然保護思想の高揚及び活動の助長
  - 第十節 調査及び研究
- 第一章 総説
  - 第一節 作成の趣旨

豊かな自然環境は、人間が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないもので

ある。

自然は、日光、大気、水、土、動物、植物等から構成されているが、人間は、この自然を構成する諸要素間の微妙な調和を前提として、初めて生存の持続と生活の向上が可能となる。

これら自然の構成要素は、全て有限なものであるので、人間が末永く快適な生活を営むためには、自然の仕組みに対する正しい理解に基づく自然の適正な保存と賢明な利用が必要である。

本県は、首都圏にありながら従来から恵まれた自然環境を誇ってきたが、以上のような見地から、自然環境の悪化を防ぎ、これを良好に維持するため、数多くの施策を講じてきている。

自然環境の中でも動物、植物、地形及び地質これらの総体である自然景観、自然状態の保全については、学術上、教育上、景観上及び保健休養上の見地から、更に、快適な生活環境の確保という見地からも、様々な施策が講じられてきた。

しかし、これらの施策が極めて多岐にわたっているため、この実効性をより一層高めるために、自然環境の保全に関する総合的かつ体系的な考え方を自然環境保全基本方針として策定し、実施するものである。

自然環境に関する施策としては、このほか、大気、水、土壌等の汚染に対して、生活環境の保全等のために常時監視等を実施している。また、自然災害に対しては、治山、治水等の県土保全対策として、自然の資源としての利用と保全については、土地利用対策、水利用対策として、それぞれ計画を策定し、実施しているところである。

従って、本県における自然環境の総合的な保全と利用は、これらの計画と、この自然環境保全基本方針とがそれぞれあいまって実施されるものである。

第二節 目標

この基本方針の目標は、本県の自然環境を適正に保全することにあるが、ここでいう自然環境の保全とは、地域の自然状態に応じて自然環境の保存、保護、活用及び造成を行い、健康で文化的な生活を営むために不可欠な豊かな自然環境を確保し、及び維持することである。

第三節 性格

この基本方針は、山梨県自然環境保全条例第六条第一項の規定により策定されるものであって、自然環境保全に関する諸施策の基本となるものである。

また、この基本方針は、市町村における自然環境の保全に関する施策の指針となり、事業者及び県民においては、県及び市町村の自然環境の保全に関する施策への協力の指針となるものである。

第四節 自然環境の現況

本県は、南に富士山（三、七七六メートル）、東に大室山（一、五八八メートル）、北に雲取山（二、〇一七メートル）、甲武信ヶ岳（二、四七五メートル）、金峰山（一、五九九メートル）及び赤岳（二、八九九メートル）、西に仙丈ヶ岳（三、〇三三メートル）、北岳（三、一九三メートル）及び間の岳（三、一八九メートル）等の高峰に囲まれ、これらの山々を源とする数々の河川がそれぞれ富士川、桂川、丹波川及び道志川に集まり、富士川は、県の南部へ、他の三河川は、県の東部へ流れている。

本県は、県土の七八パーセントが森林で、全国平均の六十六パーセントに比べると森林面積の占める比率が高く、また、人口一人当たりの森林面積も全国平均〇・二ヘクタールに対して〇・四一ヘクタール、人口一人当たりの自然公園面積も全国平均〇・〇四ヘクタールに対して〇・一四ヘクタールと多く、大都市を擁する地域と比べれば、天然林や近郊緑地の占める比率が高く、豊かな緑と清流に恵まれ、自然環境は良好といえる。

#### 1 高山帯（二、五〇〇メートル以上）

この地帯は、富士山、北岳、仙丈ヶ岳、農鳥岳、八ヶ岳、金峰山、策ヶ岳、鳳凰三山等の山頂部分で、ハイマツ群落と高山草本群落等が見られる。特に北岳は、富士山に次ぐ我が国二番目の高峰で、北岳特有の植物の多くは、氷河時代に広く分布していたものが残存し、又は変異したもので、我が国を代表する遺存植物の宝庫である。

地形及び地質の面では、南アルプスの諸峰は、激しく褶曲し、多数の断層で切られた古い地層で構成され、気象の激変とも相まって険しい山様である。氷河時代のカル地形が見られる仙丈ヶ岳、コニーデ型の火山地形の典型である富士山、やや古い火山地形をなす八ヶ岳、花こう岩がつくる特有な地形をもって金峰山など多様である。険しい山体をなしている高山であるため、鳥獣の種類は少ないが白根三山、仙丈ヶ岳、金峰山等にはライチョウが生息しており、厳重に保護されている。

この地帯は、学術上貴重であるばかりでなく、景観も優れているので、全て富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園及び八ヶ岳中信高原国立公園のいずれかに指定されている。

#### 2 亜高山帯（一、八〇〇—二、五〇〇メートル）

この地帯は、富士山の三合目から五合目までの地帯、南アルプスの野呂川源流部一帯から静岡県境沿いに策ヶ岳を経て七面山の山頂に至る部分、鳳凰三山、八ヶ岳、小川山から金峰山及び甲武信ヶ岳を経て雲取山に至る奥秩父の稜線、大菩薩連嶺及び櫛形山の山頂部等である。

植物は、コメツガ、シラビソ、オオシラビソ、ダケカンバ等に代表される植物相であり、特に南アルプスにおいては、シラビソ及びオオシラビソの占める割合が高く、大切に保護すべき森林地帯である。

地形の面から見ると主嶺から分岐する支脈が多い地帯であり、V字形の谷がよく発達し、溪流に沿って地層及び岩石が多く露出している。

自然の状態が良好に保たれているため、昆虫や鳥獣の種類が多く、高山チョウ、カモシカ、ヤマネ、オコジョ等が生息しており、この地帯の大部分は鳥獣保護区に指定されている。

また、この地帯の森林は、国土の保全上重要な役割を果たしているばかりでなく、自然環境の保全上極めて重要な地域であるので、一部の地域を除いて富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園及び県立南アルプス巨摩自然公園のいずれかに指定されている。

#### 3 夏緑広葉樹林帯（五〇〇—一、八〇〇メートル）

この地帯は、青木ヶ原樹海を代表するツガヒノキ林、富士川水系、多摩川水系及び相模川水系のクヌギコナラクリリン、アカマツ—落葉広葉樹林及びスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ等の針葉樹植林地帯並びに木賊平、八ヶ岳羽衣の池等の湿原地帯である。この地帯の森林は、自然環境の保全上重要であるばかりでなく、水源を涵養し、土砂の流出を防備するなど国土の保全上重要である。この地帯は、常に林業生産活動が行われているので、森林経営に当たっては、科学的な調査に基づき、林業と自然環境保全との調整を図らなければならない。この地帯には、昆虫、鳥獣、両生類等の種類が多く、ギフチョウ、ヤマセミ、ブツボウソウ、サンショウウオ、モリアオガエル等の貴重な動物が各地に生息している。

地形及び地質の面から見ると、各地に優れた渓谷、溶岩洞穴、平たん地、新旧それぞれの岩石、地層等が見られ、また、数々の史跡、名勝、天然記念物等もあるので、自然環境の保全には十分注意する必要がある。

#### 4 常緑広葉樹林帯（五〇〇メートル以下）

この地帯は、沖積平野、扇状地、洪積世の段丘、丘陵地等に広がった村落や市街地で、植物は、県南部及び東部のシラカシ、ウラジロガシ、アラカシ等の自然植生とスギ、ヒノキ等の植林地帯で、農林業が積極的に行われており、県民生活は、大部分がこの地帯で営まれ、各地に心のふるさととして保存されている鎮守の森や、屋敷林もあり、県民が常に緑と触れ合いを感じる場所であるので環境保全を配慮しながら、開発と緑地の保存との調整を図る必要がある地帯である。

この地帯は、昆虫、鳥獣、魚類等が多数生息しているが、近年多量の農薬使用や、河川の汚濁等により、個体数が減少しているので、農薬の散布を最小限にとどめるとともに、天敵や耐病虫性品種の利用、廃水の処理等について十分配慮する必要がある。

#### 第二章 基本構想

自然環境の保全施策は、次の基本方針に基づき、地域の自然の状態に即して、きめ細

かく行うものとする。

1 人為の受けやすい弱い自然、景観が優れている自然、学術上貴重な自然、平地に残存する稀少な自然等は、極力保護し、及び保存すること。

2 1以外の豊かな自然は、自然の自浄力と復元力の及ぶ範囲内で適正な活用を推進するものとし、自然の資源を一時に消費し尽くすことなく、将来にわたって末永く資産として保全すること。

3 既に自然環境が悪化しつつある地域については、速やかに復元措置、造成措置等を講ずること。

以上の方針に基づき当面講ずるものとする基本的施策に関する項目は、次のとおりである。

一 自然環境の保護及び保存を図るため、自然公園法、森林法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、文化財保護法、都市計画法等の自然保護に関連する法令に基づき現行制度を活用する。

二 自然環境の保全上重要な地域等については、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を推進し、保護及び保存の徹底を図る。

三 県土の利用計画、開発計画等の策定及び諸事業の実施に当たっては、自然環境の保全のために必要な措置を講ずる。

四 自然環境の保全のため、特に保護及び保存を要する土地等については、公有化を進める。

五 県有林の管理に当たっては、木材生産機能と公益的機能との調整に努める。

六 自然環境の保全に資するため、各種保全施設の整備を促進する。

七 豊かな自然環境は、保健休養、教育、レクリエーション等の場として、自然の復元力の範囲内で積極的に活用する。

また、市街地及びその近郊については、緑地の造成、沿道の修景等の環境緑化その他の良好な自然環境の造成を積極的に行う。

八 自然環境の保全のための知識の普及及び思想の高揚を図り、県民の行う自主的な活動を助長する。

九 自然環境の保全のための科学的な調査及び研究を推進する。

第三章 基本的施策  
第一節 施策の体系  
自然環境を構成するものうち、植物の中でも樹木は、県土の保全、水源の涵養、大気の浄化、気象の緩和、騒音の防止、保健休養、県土の修飾美化等の諸機能を備えている。

しかも、植物は、移動能力がなく、それぞれの生育地の環境条件を最も的確に表現す

るため、植生を重視することにより、環境問題を適切に取り扱うことができる。  
したがって、現存の植生の状態に応じた自然環境の保全のため施策を行うことにより、本県の自然環境の適正な保全を図るものとする。  
植生の状態に応じた主要な自然環境の保全のための施策の類型は、次表のとおりである。  
植生と保全施策

植生状態	代表的群落	保全施策
<p>植生に対する人為的影響はほとんど加わっておらず、現存植生が潜在自然植生に極めて近いが、ほぼ一致している植生</p>	<p>コメツガートウヒー シラビソオオシラ ビリ林 高山低木群落 高山・亜高山性草木 ツガーヒノキ林 ブナミズナラ林 カシ類混交林 アラカシ林</p>	<p>一度破壊されると、元の植生に復するのに長い年月を要するの で、原則として禁伐とし、保護 及び保存を図る。</p>
<p>ある程度の人為的影響下に 存続する二次林及び人工林</p>	<p>針葉樹植林 ミズナライタヤカ エデーシデ林 禾本草原</p>	<p>林産物生産の場として活用され る地域であるが、森林の持つ公 益的機能も十分発揮されるよう に留意する。また、野外レクリ エーション等の開発適地につて は、自然の復元力の範囲内で 、植生保全に十分配慮しながら 活用する。</p>
<p>常に人為的影響下にある二 次林及び人工林</p>	<p>アカマツ―落葉広葉 樹林 クヌギ―コナラーク リ林</p>	<p>里山とよばれる地域で、開発適 地が多いが、過度な開発は避け 、特に市街地近郊の林地につい ては、住民の保健休養の場とし て植生の保存を図りつつ活用す る。</p>
<p>農地及び採草放牧地</p>		<p>農地及び採草放牧地は、近郊緑 地として、農業の多面的機能を 発揮させるため、無秩序な宅地</p>

宅地、道路、施設等植生の乏しい土地	化を抑制する。
	緑の最も必要ところで、積極的に緑地造成、沿道修景及び裸地の植生回復を図る。

第二節 自然環境の保護及び保存

自然環境の保護及び保存を図るため、これに関連する現行の諸制度を活用し、次の施策を講ずるものとする。

1 自然公園

本県の優れた自然は、県民のみならず国民の資産として、その多くが自然公園として位置づけられているが、近年、利用者の急増、開発の進行等に伴い、自然公園内の貴重な自然及び傑出した自然の保護及び保存の強化が必要になってきている。このため、次の保全施策を実施する。

- 一 公園の保護規制計画を見直し、特別地域内における特別保護地区及び地種区分の適正化を図る。
- 二 公園管理に当たっては、自然状態及び自然景観の破壊を防止するため、規則基準を明確にし、保護及び保存の徹底を図る。
- 三 自然環境の保全と適正な利用に資するため、公園の環境美化清掃を強力に推進する。

2 保安林

- 一 保安林については、保安機能を十分に発揮させるとともに、自然環境の保全が達成されるよう施業管理を強化する。
- 二 市街地近郊における森林については、当該市街地の環境保全と住民の保健休養のために、保健保安林等の指定を積極的に推進し、保全整備を図る。

3 鳥獣保護

近年減少しつつある野生鳥獣を保護するために、鳥獣の生息実態調査を行い、それに基づいて鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を再検討する。

4 名勝、天然記念物等

- 一 優れた自然の景勝地を保護するために設けられている名勝については、指定の趣旨が十分に生かされるよう保護を図る。
- 二 動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものについては天然記念物の指定を促進するとともに、既に指定されている天然記念物についてはその価値が損なわれないよう保護を図る。

三 史跡等の所在地で、周囲の自然環境が一体となって歴史的、郷土的特色を有する地域については、その特色を保持するため、当該史跡等の保護とともに、周囲の自然環境の保全を図る。

5 都市計画

都市地域における無秩序な宅地の拡散を抑制し、快適な生活環境を確保するため、緑とオープンスペースの積極的整備拡大を図る。このため次の保全施策を実施する。

- 一 都市に残存する樹林地等の保護管理を図る。
- 二 都市計画施設の区域、市街地開発事業の区域及び風致地区のそれぞれの区域内における建築等を行うに当たっては、空地空間の確保、樹木の保存、表土の植生復元等の自然環境の保全上必要な措置が講ぜられるよう配慮する。

第三節 自然環境保全地区等の指定の推進

県土全域にわたって総合的に自然環境の保全施策を講ずるため、前期の諸制度を活用するとともに、山梨県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地区及び自然記念物の指定を積極的に推進するものとする。

一 自然環境保全地区等の指定手続

自然環境保全地区等の指定は、市町村及び山梨県環境保全審議会の専門委員の意見、既存の各種の資料等を参考にして現地調査を行い、自然環境保全地区等の選定基準に適合したものを自然環境保全地区等の候補地として選定し、山梨県自然環境保全条例第十条の規定により行うものとする。

二 自然環境保全地区等の選定基準

1 自然保存地区

(一) 現存植生の主たるものが森林である地域

- (1) 高山性植生若しくは亜高山性植生の地域又は樹齢がおおむね七十五年を超える天然林の面積が七十パーセント以上を占める地域であって、その地域の植生が、学術上重要な意義を有し、かつ、一旦破壊されると回復が不可能若しくは困難なものを選定する。この場合の選定面積は、原則として五十ヘクタール以上とする。
- (2) (1)のほか、シラカンバ、シオジ、カツラその他群落を形成することが比較的少ない樹種からなる純林又はこれに準ずる林相を有する地域を選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として三ヘクタール以上とする。

(二) その他の地域

動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している草生地、湿原、河川、湖沼等の地域、植生状態が優れていて特異な地形、地質及び自然現象が生じている地域並びに植物の自生地及び野生動物の生息地の地域で、稀少価値の高いもの又は

学術上貴重な意義を有するものを選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として一ヘクタール以上とする。

## 2 景観保存地区

自然景観が優れている地域を選定するものとし、選定面積は、原則として三十ヘクタール以上を基準とする。景観の優劣の判定は、規模、美観、雄大性、変化度、原始性等について、次に掲げる点数配分により評価を行い、原則として七〇点以上の地域を自然景観の優れている地域と判定する。

植 生 三五点

特殊景観 四五点

眺 望 二〇点

合 計 一〇〇点

## 3 歴史景観保全地区

神社、寺院、史跡、遺跡、古戦場、城跡、古道等の歴史的又は郷土的に由緒ある事物を含む地域のうち、その周辺の自然を一体として保全する必要がある地域を選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として一ヘクタール以上とする。

## 4 世界遺産景観保全地区

文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち、関係法令に基づく自然環境の保全に関する制度の状況に鑑みて、当該文化遺産の歴史上、芸術上、民俗学上又は人類学上の顕著な普遍的価値を保持するための自然環境を保全する必要がある地域を選定するものとする。

## 5 自然活用地区

原則として標高千五百メートル以下、平均傾斜度十五度以下の地域であって植生が良好で適度の開発に耐えうるものであり、地質的条件が安定し、気象条件、水資源、交通等に恵まれ、自然環境の保存と活用の調和を図ることが出来る地域を選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として五十ヘクタール以上とする。

## 6 自然造成地区

市街地又はその周辺で緑地の造成が必要な地域、沿道又は河川敷の修景が必要な地域及び市街地の周辺にある樹林地で保全を要する地域を選定するものとする。この場合の選定面積は、原則として一ヘクタール以上とする。

## 7 自然記念物

動物、植物、地質鉱物等で地域住民に親しまれているもの、由緒あるもの又は学術的に価値があるものを選定するものとする。

なお、動物の生息地及び植物の生育地、地質鉱物の所在地を選定する場合には、原則としてその面積は〇・一ヘクタール以上とする。

## 三 指定地区等の管理

指定地区等については、その所在地の市町村及び土地所有者に対し、管理委託費の交付、管理施設整備費の助成等の優遇措置を講ずるものとする。

### 第四節 各種事業計画の策定及び実施に当たり配慮すべき措置

公共事業をはじめ各種の土地利用、開発又は施設整備（建築物、道路等の全ての工作物の設置又は整備をいう。）に関する計画の策定及び実施に当たっては、次に掲げる自然環境の保全上の配慮を加え、必要な措置を講ずるものとする。

1 自然環境の保護及び保存を要する地域については、利用、開発又は施設整備は極力避けること。

2 1以外の地域における利用、開発又は施設整備の態様及び規模を定める場合は、当該自然環境の現状に同じ、実施に伴う環境悪化を極力とどめるよう配慮すること。

3 施設整備計画の実施に当たっては、更に、次の点に配慮すること。

(1) 施設周辺の緑地は、最大限確保すること。

(2) 工事の実施に当たっては、植生の破壊を最小限にとどめ、局部的に植生破壊が生じた場合は、速やかに植生回復を図ること。

(3) 工事実施の際には、土石の落下防止に努めるとともに、残土については、適切な処理を行うこと。

(4) 施設の利用に伴い生ずる水質の汚濁、大気の汚染、汚物の廃棄、騒音等の環境悪化は、極力防止すること。

### 第五節 要保全地の公有化

自然環境の保全をより強力に推進するため、特に保護及び保存を図る必要があると認められた土地等の公有化を推進するものとする。

### 第六節 県有林の保全

県有林は、県土の約三十五パーセントを占め、自然環境の保全上極めて重要な位置を占めている。

森林は、林産物の生産の場であると同時に、国土の保全、水源の涵養、保健休養、多種多様な生き物が生息し、及び生育する場の提供、地球温暖化の防止等の公益的機能を持つており、近年、公益的機能の発揮が強く求められている。

これらの機能を県有林において十分発揮させるため、目的に添った林分（小班）ごとの森林の取扱方法を定めるとともに、造林地や崩壊地の保全、景観の維持、原生的自然植生や溪畔林の保全再生のための保護樹帯を設けることにより、それぞれの森林に適した維持及び造成を推進するものとする。

### 第七節 保全施設の整備

自然環境の適正な管理のため、重要な保全地域には、必要に応じて次の施設を整備す

るものとする。

- 1 管理歩道及び管理舎
- 2 標識、保護柵、砂防施設及び防火施設
- 3 野生動植物生息、生育又は繁殖施設
- 4 その他自然環境の保全に必要な施設

第八節 自然環境の活用及び造成

豊かな自然環境は、保健休養、教育、レクリエーション等の場として積極的に活用するものとする。このため、自然公園の適正な利用に資する諸施設及び森林公園（県民の森、武田の杜及び金川の森）の整備活用を推進する。また、県民の快適な生活環境を確保するため、市街地、沿道、沿川等の地域については、修景緑化による自然造成を積極的に推進するとともに、これに必要な指導援助を行う。

1 市街地等の緑化

市街地及びその近郊における緑地の増大を図るため、次の事業を実施するとともに、緑地に対する指導を強化する。

- (1) 公園、緑地、街路樹等の整備拡大
- (2) 学校等公共施設の緑化
- (3) 事務所、事業所、工場等の緑化
- (4) 一般住宅の緑化

2 沿道等の緑化

国、市町村等と協力して、国道、県道、市町村道、沿川等の緑化を図る。また、道路及び河川に隣接する森林は極力保存し、一体的機能が果たせるよう、その健全な維持管理に努める。

3 緑化樹の確保

緑化の推進に必要な種苗を確保するため、供給体制の整備拡充を図る。

第九節 自然保護思想の高揚及び活動の助長

1 自然保護思想の高揚及び知識の普及

(1) 広報

テレビ、ラジオ、パンフレット等の各種の広報媒体を通して、自然保護に関する広報活動を積極的に行う。

(2) 学校教育及び社会教育

自然保護についての理解を深めるため、自然保護読本等を作成し、学校教育及び社会教育の場において活用する。

2 自主的活動の助長

県民の行う自主的な自然保護運動を促進し、自然保護団体の育成を図るとともに、

これに対し、必要な情報及び資料を提供し、その指導援助を行う。

3 監視員制度の活用

自然保護に関する知識の普及及び思想の高揚に資するとともに、自然環境に対する監視体制を強化するため、県下に自然監視員を配置し、自然公園指導員、鳥獣保護員、保安林巡視員及び森林保全巡視員との協力体制を確立する。

第十節 調査及び研究

自然環境の適正な保全に資するため、必要な科学的調査及び研究を総合的に推進するため、自然環境の保全に関する調査研究体制の整備を図るものとし、当面、次の調査及び研究を進めるものとする。

- 1 野生動植物等の生息、生育及び生態の調査及び研究
- 2 地形、地質、土壌、自然現象等に関する調査及び研究
- 3 自然の保護、保存、復元等に関する調査及び研究
- 4 環境指標生物の調査及び研究
- 5 自然環境基準の設定のための調査及び研究
- 6 その他自然環境の保全上必要な調査及び研究

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市牧丘町室伏字大洞三〇二四の一	雨宮三佐子
山梨市牧丘町北原字向山三五三七から三五三九まで	加々美光俊
山梨市牧丘町北原字向山三五四〇の内	大宮山昇策
山梨市牧丘町北原字大沢入四〇三六の内、四〇三六の内一一から四〇三六の内二七まで、字大平四〇三三	加々美英亨

山梨市牧丘町北原字矢之沢三四三二六	竹川昭五
山梨市牧丘町北原字裏山二〇五六	藤原克巳

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山梨市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年三月六日農林水産省告示第三百七十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市三富川浦字釜沢本谷一九一三の二（次の図に示す部分に限る。）	橋爪今朝秋、秋山美枝子、内藤正義

山梨市三富川浦字釜沢本谷一九一三の四	橋爪定吉、秋山美枝子、内藤正義
山梨市三富川浦字峠沢一八三三の四六	岡部一浩、岡部幸吉、岡部長二郎、岡部富永、尾島つぎ、齊藤駒三郎、日原甲子男、日原宗晴、廣瀬桂太郎、前島正春、廣瀬かね子、廣瀬广三
山梨市三富川浦字北沢二〇五六の五（次の図に示す部分に限る。）	岡部和臣、坂本宗高、日原慧、日原定雄、日原眞義、樋口紀道
山梨市三富徳和字一ノ七一六三四の四	齋藤廣一郎、坂本石藤、坂本石丸、坂本喜谷、坂本吉弘、坂本儀登、坂本喜八、坂本敬次郎、坂本今朝雄、坂本幸延、坂本多間、坂本津るよ、坂本輝政、坂本富夫、坂本秀幸、坂本政信、坂本義敬、清水あい、鈴木幸子、高根春雄、名取慎、名取金重、名取君作、名取重明、名取隆盛、名取忠雄、名取保源、名取朋忠、名取照、名取源吉、野澤義信、藤井四郎、宮崎桂次、山中元親
山梨市三富上釜口字雛沢一〇三四（次の図に示す部分に限る。）、一〇二五、一〇三六	芦澤かわ江
山梨市三富下釜口字若林五八二	萩原増太郎
山梨市三富上釜口字立久保一〇五二	広瀬良憲
山梨市三富上釜口字立久保一〇五四	山中友行

山梨市三富士釜口字立久保一〇四七、一〇四九、二日原仁作  
 〇五五、一〇八八の一、一〇八八の二

山梨市三富士釜口字立久保一〇四六  
 廣瀬勝美

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の告示

平成二十六年三月六日農林水産省告示第三百七十七号

● 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横内 正明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	保証成分量以外の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
山梨県第十四号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 S-B	窒素全量四%	公定規格	サントリー酒類株式会社 東京都港区台場二丁目三番三号	平成二十九年三月七日

量 一% おり

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横内 正明

一 組合の名称

昭和町常永土地区画整理組合

二 事務所の所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場内

三 施行地区

中巨摩郡昭和町大字飯喰字西丹保、字下新田、字金屋敷及び字堀尻、大字飯喰字出間西、字中河原、字明神、字道下、字水上、字屋敷添、字村前及び字村西の各一部、大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、大字上河東字田之神田の一部並びに大字河東中島字山伏の一部

四 設立認可の年月日

平成二十年三月十七日

五 事業施行期間

平成十九年度から平成二十七年年度まで

六 変更認可の年月日

平成二十六年三月二十七日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横内 正明

一 組合の名称

富士河口湖町小立土地区画整理組合

二 事務所の所在地

南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地

三 施行地区

南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地

南都留郡富士河口湖町小立字白木、字出口、字李原、字皮籠石、字大堀及び字七本  
椽並びに勝山字豆塚の各一部

四 設立認可の年月日

平成十七年十一月七日

五 変更後の事業施行期間

平成十七年度から平成二十八年年度まで

六 変更認可の年月日

平成二十六年三月二十七日

● 富士北麓都市計画道路事業の施行について

富士北麓都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

富士北麓都市計画道路事業三・三・一〇号 船津小海線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所所在地

山梨県富士吉田市上吉田一丁目二番五号 富士・東部建設事務所吉田支所

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年三月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市下吉田字下丸尾三九七八の一、三九八一の七、三九九二の一、三九九二の三、三九九三の一、三九九五、三九九八の一、三九九八の二、三九九八の三、三九九九の八、四〇〇〇の一、四〇〇〇の二、四〇〇〇の三、四〇〇〇の四、四〇〇〇の五、四〇〇一、四〇〇一の二、四〇〇二、四〇〇二の二、四〇〇三の五、四〇〇三の

六、四〇〇三の七、四〇〇三の八、四〇〇七の一、四〇〇八の一、四〇〇八の三、四〇〇九の一、四〇〇九の二、四〇〇九の三、四〇〇九の四、四〇一〇の一〇、四〇一〇の四五及び四〇一〇の四六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類

位置及び区域

水路

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一 株式会社セルバ 代表取締役 桑原 孝

正

その他

山梨県議会規則第一号

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

山梨県議会議長 棚 本 邦 由

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会会議規則（昭和三十一年山梨県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表七の項及び八の項を次のように改める。

七 政策立案特別検討会議	政策条例及び政策提言等の対象とすべき事項に関する協議	全議員	会長
八 政策立案調整会議	政策条例案及び政策提言等案の決定並びに政策条例及び政策提言等の検証（必要な措置を含む。）に関する協議	議長、副議長及び各会派から選出された議員	会長

別表中十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項の次に次のように加える。

九 政策案作成等委員会	政策条例案及び政策提言等案の作成並びに政策立案調整会議が必要と認めるときの政策条例及び政策提言等の検証（必要な措置案の作成を含む。）に関する協議	政策立案調整会議会長が指名する議員	委員長（委員長が選任されていない場合は、議長）
-------------	--	-------------------	-------------------------

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**専決処分事項を指定する件中改正の件**

専決処分事項を指定する件（昭和四十四年二月定例会議決）の一部を次のとおり改正する。

本則に次の一号を加える。

五 議会の議決を経た工事の請負契約について、当該議決に係る契約金額をその一割を超えない範囲内で変更する契約を締結すること。ただし、当該議決の趣旨に反する変更を除く。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番